

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）と役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし）の比較表

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<p>※1 この役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし）（以下「本基準例」という。）は、平成28年に全国社会福祉法人経営者協議会が公表した社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）を参考にして作成した1つの参考例です。</p> <p>※2 法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差支えありません。ただし、各法人は、適正な手続きにより役員等に対し費用弁償を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項））。</p> <p>※3 各法人の他の内部規程との整合についても留意してください。</p> <p>※4 別に記載するもののほか、本文中に<>（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として列記した規定例のうち、そのいずれかを選択して規定する必要がある事項です。</p> <p>※5 本基準例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあり得ます。（R7.4最終改正）</p>	<p>◇ガイドライン1の冒頭の（着眼点の）3つめの○ 内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</p> <p>◇ガイドライン1の冒頭の（着眼点の）4つめの○ 指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。</p> <p>◇ガイドライン（冒頭）＜指導監査ガイドラインの留意事項について＞の2つめの○の1の（4） 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
社会福祉法人〇〇 役員等報酬規程	社会福祉法人〇〇 役員等 <u>の報酬等及び費用弁償に関する</u> 規程	<p>◇法第45条の34第1項第3号 報酬等（報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類</p> <p>◇法第45条の35第1項 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</p> <p>◇定款例第8条備考（一）、第21条備考（三） 費用弁償分については報酬等に含まれない。</p> <p>・役員等に対して費用弁償を行う場合も、規程を設け、規程に基づいて行うこと（法第27条、ガイドラインⅢの4の（1）の1の<着眼点>の2つめの○）。本基準例は、理事及び監事を無報酬とすることを定款に定めず、別途評議員会の決議により定める場合において、役員等の報酬等の支給の基準に理事及び監事を無報酬とすること及び役員等に対して行う費用弁償に関する規定を設ける場合の例を示す。</p> <p>・理事及び監事を無報酬とすることを定款に定める場合において、役員等の報酬等の支給の基準を策定しないときは、別途、役員等に対して行う費用弁償に関する規定を設ける規程を策定すること。</p> <p>◇法第27条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p> <p>◇ガイドラインⅢの4の（1）の1の<着眼点>の2つめの○ 「特別の利益」とは、（中略）役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。</p> <p>・平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）（以下「モデル」という。）は、費用弁償を規定しているのに、規程名にその内容が含まれていないので、訂正すること。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（目的） 第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という）定款第〇条および第〇条の規定に基づき、<u>役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等</u>について定めるものとする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という。）定款第〇条（<u>定款例であれば第21条</u>）の規定に基づき、<u>理事及び監事の報酬等の総額の範囲</u>を定めるほか、<u>評議員、理事及び監事に対する費用弁償に関し必要な事項</u>を定めることを目的とする。</p>	<p>・定款で、評議員のほか、理事及び監事を無報酬とすることを定める場合は、役員等の報酬等の支給の基準を策定する必要はない（指導監査Q&A(vol.3)問2の答）。</p> <p>◇指導監査Q&A(vol.3)問2の答 役員及び評議員の報酬については、無報酬とすることも認められ、その場合には、原則として、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途策定する必要はない。（以下略）</p>
	<p>（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>評議員とは、定款第〇条（定款例であれば第5条）の規定に基づき置かれる者をいう。</u></p> <p>（2）<u>役員とは、定款第〇条第〇項（定款例であれば第15条第1項）の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。</u></p> <p>（3）<u>役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。</u></p> <p>（4）<u>報酬等とは、その名目の如何を問わず、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の3第1項に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。</u></p> <p>（5）<u>費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。</u></p>	<p>◇定款例第8条備考（一）、第21条備考（三）費用弁償分については報酬等に含まれない。</p>
<p>（役員報酬） 第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。</p>	<p>（<u>役員等の報酬等</u>） 第3条 <u>定款第〇条（定款例であれば第8条）に定めるとおり、当法人の評議員に対して、報酬等は支給しない。</u> <u>2 当法人の理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。</u></p>	<p>・第1項は、定款に規定するとおりであるが、確認的規定として設けるものである。</p>

<p>平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）</p>	<p>役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし） （左のモデルと異なる部分のみ）</p>	<p>説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）</p>								
<p>（費用弁償） 第3条 役員等が、<u>理事長の指示又は理事会の委任を受け</u>下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。＜ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。… 「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。＞ 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。 （1）<u>理事会及び評議員会等</u>に出席した場合の費用弁償</p> <table border="1" data-bbox="192 839 510 959"> <tr> <td>〇〇市内</td> <td>〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>〇〇円</td> </tr> </table> <p>（2）監事が、監査を実施した場合の費用弁償</p> <table border="1" data-bbox="192 1045 510 1165"> <tr> <td>〇〇市内</td> <td>〇〇円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>〇〇円</td> </tr> </table>	〇〇市内	〇〇円	その他	〇〇円	〇〇市内	〇〇円	その他	〇〇円	<p>（費用弁償） 第4条 当法人の役員等が、別表第1の各号に掲げる役員等の区分に応じそれぞれ各号に定める職務遂行のほか、それぞれの職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事したときは、その職務遂行に従事するために要した費用を弁償する。 2 費用の弁償の額は実費とする。 3 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対しては、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する。</p>	<p>・モデルは、「役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け（中略）法人業務を行う場合」に費用弁償する旨を規定するが、費用弁償を行う役員等の職務遂行は、役員等が法令又は定款の規定に基づいて行う職務遂行に限定すべきであり、また、これらの職務遂行は、各役員等の職務遂行の独立性を確保する必要がある職務遂行であるため、これらの職務遂行にかかる費用弁償について、当該職務遂行が理事長の指示又は理事会の委任を受けて行われたものであることを要件とすることは適当ではない。</p> <p>・旅費規程に準じて費用弁償する場合において、当該旅費規程が費用を定額支給することを定めているときは、定額支給する金額のうち実費を超えて支払われる超過額については、報酬等に含まれる（ガイドライン1の8の冒頭の1つめの〇の（注））結果、当該超過額を報酬等として適切に処理する必要があり、処理（源泉徴収、報酬等の総額の範囲への加味、役員等の報酬等の支給の基準への追加、公表する支給額への追加等）が煩雑となるため、かかる旅費規程を準用する扱いは適当ではない。</p> <p>◇ガイドライン1の8の冒頭の1つめの〇の（注） 評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。</p> <p>・法人の職員を兼務する理事に対しては、同一の費用に対する二重の弁償を避ける必要があるため、新第3項（本基準例に固有の条項については、「新」を冠して表示する。以下同じ。）を設け、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する旨を規定すること。</p>
〇〇市内	〇〇円									
その他	〇〇円									
〇〇市内	〇〇円									
その他	〇〇円									

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<p><u>（費用弁償の方法）</u></p> <p>第5条 費用弁償は、費用の弁償の請求があった日から遅滞なく、 <例1：本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により 例2：現金で>支給する。</p> <p>2 監事から、法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第106条の規定による請求があったときは、前項の規定にかかわらず、同条の規定を遵守するものとする。</p>	<p>・モデルは、費用弁償の方法及び法令の規定に基づく監事の請求があった場合について規定していないので、適正に規定すること。</p> <p>・監事の費用については、費用弁償に係る規程の有無及び規定の内容の如何にかかわらず、法令の規定に基づいて弁償（前払のほか、利息の償還及び担保の提供を含む。）しなければならない場合があること（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第106条）に留意すること。また、定款施行細則例第20条の2第11号に規定するとおり、理事会は、別途、「監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」にかかる内部管理体制の構築について、積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>◇法第45条の18第3項により準用される一般法人法第106条 監事がその職務の執行について社会福祉法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。</p> <p>一 費用の前払の請求 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求</p>
	<p><u>（公表）</u></p> <p>第6条 当法人は、この規定をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。</p>	<p>報酬等ありの場合の役員等の報酬等の支給の基準中、本条に対応する条文に合わせること。</p>
<p>（改廃）</p> <p>第4条 本規程__は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。</p>	<p>第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。</p>	<p>同上</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<u>（補則）</u> <u>第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。</u>	同上
附則（略）	附則（略）	

別表1（費用弁償を行う役員等の職務遂行のうちの主なもの）

（1）評議員

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における審議並びに議決権の行使	法第45条の8第1項、定款〇条（定款例であれば第9条）
評議員会の議題の提案権（理事に対する請求権）の行使	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第184条
評議員会の議案の提案権の行使	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第185条
評議員会招集権の行使	法第45条の9第5項
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第88条第1項

（2）理事（理事長及び業務執行理事を含む。）

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明	法第45条の10
理事会における審議並びに議決権の行使	法第45条の13第1項、定款〇条（定款例であれば第17条）
他の理事の職務の執行の監督権の行使	法第45条の13第2項第2号、定款〇条第〇号（定款例であれば第24条第2号）
理事会招集権の行使	法第45条の14第1項、第3項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第25条第2項）
法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第85条

（3）理事長

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第2項）
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第3項）
法人の代表権の行使	法第45条の17第1項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第2項）

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款〇条（定款例であれば第24条ただし書き）

（４）業務執行理事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第2項）
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項（定款例であれば第17条第3項）
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款施行細則第〇条第〇項、第〇条第〇項（定款施行細則例であれば第31条第2項、第32条第2項）

（５）監事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述	法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項
監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権（理事に対する請求権）の行使	法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項
理事の職務の執行の監査	法第45条の18第1項、定款〇条第〇項（定款例であれば第18条第1項）
理事及び職員からの法人の事業の報告の徴収並びに法人の業務及び財産の状況の調査	法第45条の18第2項、定款〇条第〇項（定款例であれば第18条第2項）
理事による不正の行為又は定款に違反し若しくは著しく不当な事実に係る報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条
理事会への出席及び意見の陳述並びに理事会の決議の省略を定める規定による異議の有無の表明	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条、定款第〇条第〇項（定款例であれば第26条第2項）

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
理事会招集権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項
理事提出による評議員会の議案等に係る事前調査及び報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第103条
社会福祉法人と理事との間の訴えにおける法人の代表権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第104条
計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の監査	法第45条の28第1項、規則第2条の40第2項により準用される法第45条の28第1項、定款〇条第〇項（定款例であれば第32条第1項）
情報の収集及び監査環境の整備	法第45条の18第1項、規則第2条の19第2項、第4項

